

平成27年 松前町議会

第2回臨時会

4月23日

条例の改正など

一般会計補正予算（第2回）や財産の取得など4件の議案が提出され、いずれも慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

平成27年度 補正予算

一般会計（第2回）

予算総額
52億4千6百11万4千円に

既定の歳入歳出予算の総額に5百20万円を追加しました。

補正の内容は、橋りょう

耐荷力照査業務、史跡保存整備事業の修繕費、松前藩屋敷給水ポンプ取替工事です。

財産の取得

次の財産の取得について議会の議決を求めました。
▽戸籍総合システム 一式

町税条例等の一部を改正する条例の改正

条例の改正

地方税法の一部改正に伴い、二輪車等に係る軽自動車税の税率の引上げを1年間延長するため、専決処分しました。

松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例

半島振興法の一部改正に伴い、現行法の失效期限を延長するため、専決処分しました。

①住宅ローン減税の対象期間の延長

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例を改正しました。

主な内容

②ふるさと納税に係る申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設）

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例を改正しました。

③ふるさと納税に係る特例控除額の拡充

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例を改正しました。

④法人町民税（均等割の税率区分の基準の見直し）

⑤わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の

第3回臨時会
5月19日

4件の条例の一部を改正する条例制定についての議案が提出され、いずれも慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

条例の改正
松前町国民健康保険条例
⑧町たばこ税（旧3級品の税率の見直し）

条例の改正など

町税条例等

地方税法施行令等の一部改正により、国民健康保険税の応益分（均等割・世帯割）の軽減判定基準額の算定方法が改正され、低所得者に係る保険税軽減措置の拡充が図られたことに伴い、関連する条例を改正しました。

①住宅ローン減税の対象期間の延長

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例を改正しました。

②ふるさと納税に係る申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設）

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例を改正しました。

③ふるさと納税に係る特例控除額の拡充

地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例を改正しました。

④法人町民税（均等割の税率区分の基準の見直し）

⑤わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の

導入

長

⑥土地の負担調整措置の延長
⑦軽自動車税（四輪車等のグリーン化特例（軽課）

税率の見直し）

正により、関連する条項を整理するため条例を改正しました。

松前町国民健康保険条例

国民健康保険法の一部改

松前町国民健康保険条例
⑧町たばこ税（旧3級品の税率の見直し）

議会映像ブルーレイ・DVD貸出の件

案内

予約・問
議会事務局
42-12275⑨271